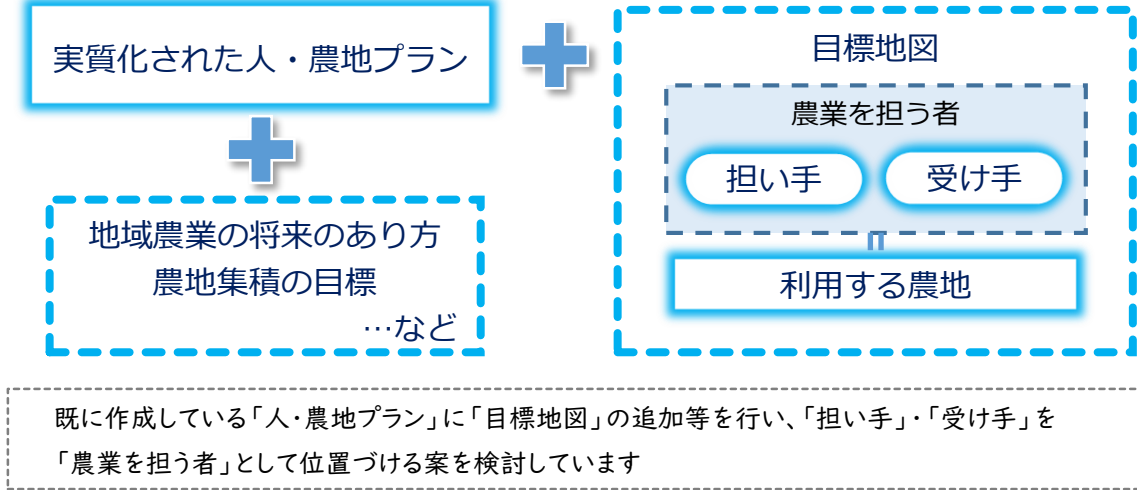


6 スケジュール

令和6	2月～	地域農業の担い手との懇談会（認定農業者等担い手の意見聴取） 関係機関（農業委員会・JA・農地中間管理機構等）との事前調整
	4月	「地域計画策定に向けて―基本的な考え方（たたき台）―」の 周知・意見募集（地域農業者等）
	7月	協議の場の設置 （農業者、農業委員会、JA、農地中間管理機構、県、市による協議の場） 「中間とりまとめ」（意見の集約等）
	9月	協議の場の開催 協議結果のとりまとめ・公表
	10月	「地域計画案」の作成
	11月	「地域計画案」に対する関係機関への意見聴取
	12月	「地域計画案」の公告・縦覧
令和7	3月	「地域計画」の策定

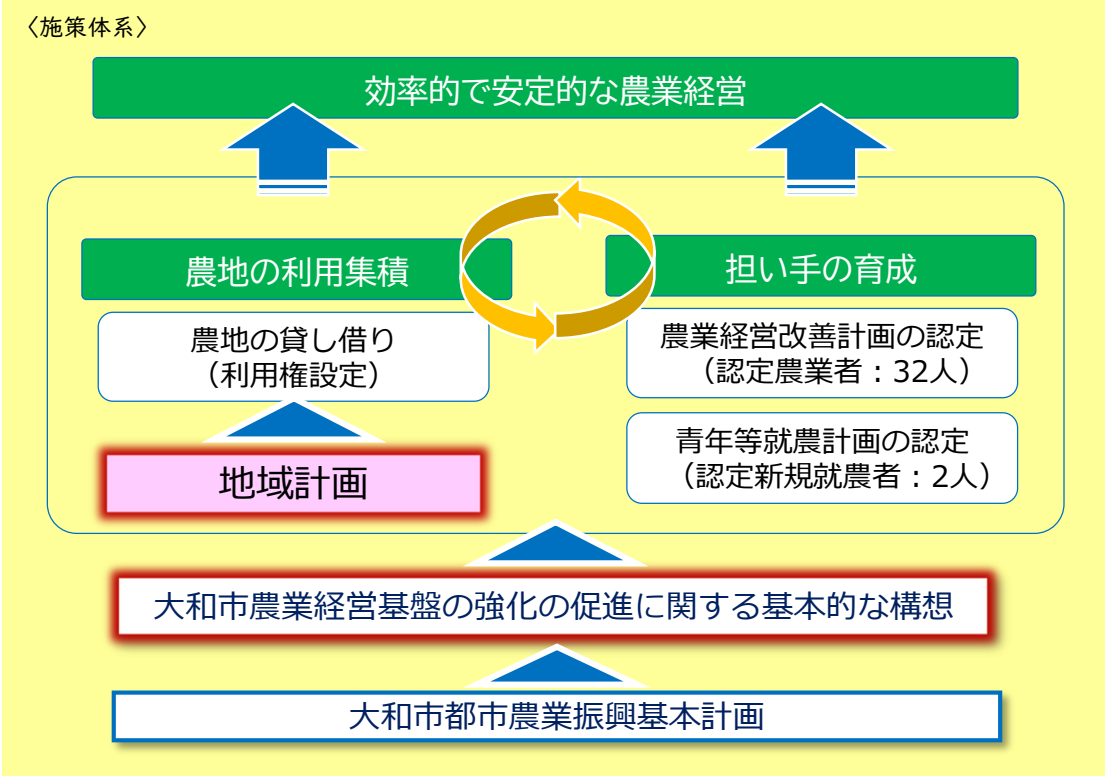
7 計画作成に向けて



地域計画について ―地域農業経営基盤強化促進計画の作成―

1 はじめに(地域計画について)

- ① 農地を貸し借りするため必要な計画です
農地の貸し借り（利用権設定）によって、農地を効率的に利用するための計画です
- ② 支援措置の活用のため必要な計画です
認定農業者等への支援については、同計画に沿った取り組みに対して重点的に行われます
- ③ 令和7年3月までに作成する必要があります
「農業経営基盤強化促進法」に新たに定められた計画です(令和5年4月改正施行)



令和5年4月、「農業経営基盤強化促進法」が改正施行され、「地域計画」が定められるなどの制度改正が行われました。この改正は、農業の成長産業化に向けて、農地の集約化等を進めるとともに、人の育成・確保を図る措置を講ずるため実施されたものです。

本市では、改正法の趣旨を踏まえつつ、市内農業の実情にあった新制度の運用を図っていきたいと考えています。

「地域計画」は、地域農業の未来予想図です！

地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）*1

計画区域は市街化調整区域のうち農業振興地域内とします*2

2 地域計画とは？



①利用権設定（貸借）によって、農地の利用の集積、農地の集約化を進める計画です*3

②「地域農業の将来のあり方」と「目標地図」をとりまとめ、市が公表するものです

③ **地域農業の担い手が活躍できる環境を整え、農地の利用を促進するために作成します**

3 目標地図とは？

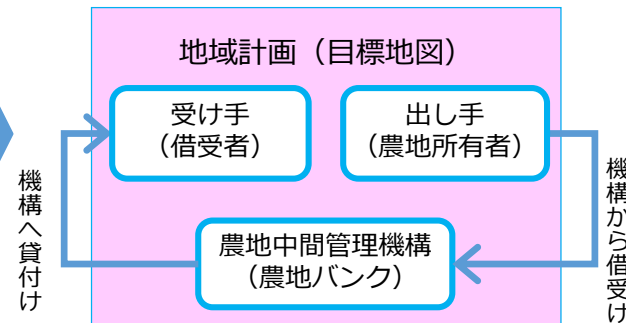


①農地一筆ごとに、今後利用する農業者（農業を担う者）を示す地図です*4

②作成した目標地図に沿って農地の貸し借りを行っていきます

③まずは1～2年先の「出し手」と「受け手」の予想図として作成しましょう

4 農地の貸借（利用権設定）を行う



①これまでの相対による利用権設定は廃止され、地域計画に沿って農地中間管理機構が貸借を行う制度（農用地利用集積等促進計画）に一本化されます*5・6

②受け手は「目標地図に位置づけられた農業者」であることが要件となります



①支援措置には「目標地図に位置付けられた農業者」であることが要件となるものがあります

5 支援制度を活用する

経営体を対象とする支援措置の一例

- ・ 農地利用効率化等支援交付金
- ・ 新規就農者育成総合対策のうち経営開始資金、経営発展支援事業
- ・ スーパーL資金金利負担軽減措置、農業近代化資金金利負担軽減措置

（地域農業の将来のあり方）

農地の有効な利用

担い手等による経営

*1 **地域計画**とは、農業経営基盤強化促進法第19条に基づく「農業上の利用が行われる農用地等の区域における農業経営基盤の強化の促進に関する計画」です

*2 **農業振興地域**は「総合的に農業の振興を図る地域」として農業振興地域の整備に関する法律に基づき指定された地域です（昭和48年指定）

*3 「人・農地プラン」を法定化したもの。本市では、令和5年3月に「実質化された**人・農地プラン**」を定めています

*4 **目標地図**により、将来の権利移動が確定するものではありません。また、現在の耕作者に離農を促すものではありません。農業を担う者としては「認定農業者等の担い手」「多様な経営体」「農作業受託者」が想定されます

*5 農地利用集積計画に基づく**相対の利用権設定**は、経過措置により令和7年3月末まで新規・更新の契約が可能です（ただし、地域計画を策定するまでの間に限られます）

*6 **地域計画区域外（市街化調整区域内）の農地**であっても、農用地利用集積等促進計画に基づく利用権設定は可能です（なお、市街化区域内の生産緑地については、都市農地の貸借円滑化法による貸付けが可能です）

